

ジャパンクラブ NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street #203, San Francisco, CA 94115 • Tel: 415-931-9424 • www.jpclub.org • jc-sf@sbcglobal.net

1月度理事会報告

ジャパンクラブ2014年最初の理事会

ジャパンクラブ活性化の為の具体的な行動計画を討議

2014年の最初の理事会は、1月11日(土)午後1時からジャパンクラブ事務所に於いて7名の理事が出席して開かれ以下の事項を議題に話し合われました。理事会前に下村昌子さんが帰国を控えてお忙しい中を挨拶に来られました、改めて長い間ご苦労様でした、お礼申し上げます。

議題1. 新年会

日時: 2014年2月9日(日) 午前11時~午後2時
 場所: 日本町桑港寺ホール (1691 Laguna St. San Francisco)
 会場入り口は建物左側の駐車場部分にあります
 会費: 会員20ドル、非会員25ドル(食事、飲み物等を含む)
 エンターテイメント: 日舞(清乃本流)

全ての詳細が決定されました、申し込み用紙はこのニュースレターに同封されています(尚申し込み締め切りは1月31日です、右の小切手発行の注意事項参照ください)

議題2. 創立20年を迎え会の「活性化を図る」取り組み

宇田川博文理事がまとめてくれた具体化案に沿って討議し、講演会、興味ある工場等の見学、天体観測、NASAの見学、クルーズ旅行など担当を決め(既に一分の担当者が決まっています)実施に向けての検討をする。その他、ジャパンクラブの存在を紹介する機会をつくる、例えばベイスポ等メディアに会の紹介を働きかける(「ベイエリアに暮らす」等の欄に取り上げてくれる様働きかける)同窓会、県人会等に積極的に参加して会の紹介をする、等々。さらに、会員及び理事全員にアンケートを実施し、各自の希望、興味や趣味等を聞くと同時に各自の持っている専門知識(職業)や特技などが他の会員の手助けにならないか、これによって会員の中から講演会、講習会等の講師が出来ないか等の基本データを蓄積する。このアンケートの骨子を宇田川理事がまとめ次の理事会にはかかる。

議題3. その他

・クルーズ旅行について 北哲也理事が計画しているクルーズ旅行について、まず会員及びお友達の中でどのくらいの方が興味をお持ちになっているか、調べその上で説明会等次のステップに進む事になりました。2面の記事も参考に興味のある方は北理事(650-714-5958)までお電話ください。

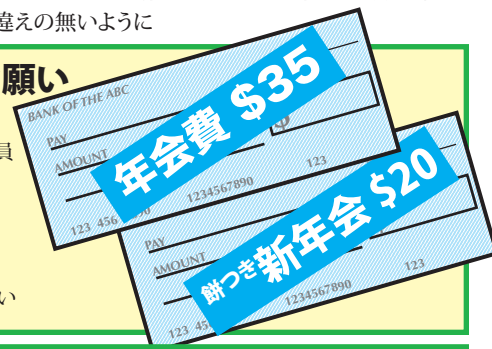
・緊急連絡網のテスト運用について 事務局で日時と方法を検討し出来るだけ早い時期に実施する。

・理事の補充を検討する 昨年の大槻悦子理事、そして今回の下村昌子理事の退任に伴い理事の補充が必要になりました、特に会員の半数が女性である事も考え、女性理事の補充が急務です、会員の中から適任者を選ぶ事になりました、推薦したい人が居りましたら事務局迄お知らせください。

2月の理事会は当初2月8日(土)でしたが、翌日9日に「餅つき新年会」がありますので一週間早め2月1日(土)サンマテオの摺木マーケット2階で午後4時に変更になりました、どうぞお間違えの無いように

会計担当からのお願い

先月号と同封しました「ジャパンクラブ会費」(継続会員は年会費35ドル)と今月号に同封しました「餅つき新年会」の参加費(会員は20ドル)の小切手はご面倒でも必ず別々の小切手としてください



日本の年金の課税はどのようになるのでしょうか②

この記事は市川俊治氏からいただいたもので先月号に続くものです、さらに市川氏にご質問のある方はジャパンクラブでもお取り次ぎいたします。

米国に居住し日本の老齢厚生年金・老齢基礎年金を受給する方の所得税は、日米租税条約により居住地である米国で納付することになります。年金を支給するとき日本の国内の基準に従って源泉所得税を控除すると二重課税となってしまいますので、それを避けるために租税条約上の手続きを踏めば、日本での源泉所得税を免除することになっていることを前回ご説明しました。しかしながら実は、米国にお住まいで日本の年金を受給しているほとんどの方は、提出の必要ない方です。今回はそのことをご説明いたします。

3. 提出省略ができる場合があります。

日本の年金を受給しても、日本の税法で源泉所得税を徴収されない金額の方については提出を省略することができます。新租税条約発効後は原則どおり提出を求められましたが、最近日本年金機構は源泉徴収の対象にならない場合は租税条約上の書類提出を省略できるようになりました。提出省略の可能な源泉徴収されない年金額は次の通りです。(1)65歳未満の方・年額108万円未満(2)65歳以上の方・年額158万円未満(老齢厚生年金・老齢基礎年金合計)。年金を受給している方については、3年ごとに日本年金機構から書類提出のお知らせが届きますが、年金額が ↑

この基準以下であれば、源泉徴収はされませんので、提出の必要はありません。この省略によりForm6166の作成費用\$85と手続きの手間が節約になります。

たとえば、年額120万円の年金を受給している65歳未満の方は提出が必要ですが、65歳以上になり年金額が同じであれば提出不要です。逆に、65歳未満では提出不要の方でも、65歳になって年金額が増えたために提出しなければ源泉徴収される場合もありますのでご注意ください。例えば65歳まで厚生年金を受給されていた方で国民年金も加入されていた方の場合、65歳から国民年金が支給開始となり年金額が増額しますのでご注意ください。

書類の提出を求められた時は、ご自分の年齢と年金額を確認し、提出が必要かどうかを判断していただくことが大切です。省略に該当される場合は、「年金額が源泉徴収対象額以下なので、租税条約に関する届出書等は提出しません」という趣旨の手紙を添えて、日本年金機構に返却してください。

4. その他①遺族年金・障害年金は非課税ですので、租税条約の手続きは不要です。なお米国の遺族年金は非課税扱いではありませんのでご注意ください。②また、国家公務員・地方公務員の退職共済年金につきましては租税条約上の源泉徴収免除の取り扱いはありません。年金額が基準を上回れば源泉徴収されます。

海外年金相談センター 市川俊治

HYPERLINK "<http://nenkinichikawa.org>" <http://nenkinichikawa.org>

ご照会は E-Mail nenkinichikawa@gmail.com

明けましておめでとうございます

新しい年が皆様にとってより良い年になります事を願っています

ジャパクラブは今年で創立20年を迎えます、この記念すべき年を更なる発展に繋ぐ様努力しております、どうぞ会員の皆様の良きアドバイスと積極的な参加をお願いします

新会員紹介 齊藤 巽さん (さいとう たつみ)

「早川正子さんの“引き合わせ”です」とジャパクラブ入会の動機について語る齊藤巽さん。今から27～28年前、同年代で気のあった仲間で作った「ひつじ会」で初めて顔を会わせた早川正子さんと意気投合、依頼家族ぐるみの付き合いが続いていましたがその間ジャパクラブの会合や催し物に出席する為サニーベルから出てくる度に齊藤さんの店に立ち寄り楽しい集まりの模様を正子さんから聴かされて来たそうです。

去年9月長い闘病生活の末、帰らぬ人となった正子さんを“偲ぶ会”に参列され、こども生前の明るい快活な正子さんを語られるジャパクラブの皆さんの暖かい心情に頭が下がり、正子さんの分迄このクラブで何か役に立ちたいと会員になる気になったとの事。

1971年結婚してサンフランシスコで美容院を経営していた姉の呼び寄せで渡米、語学校を経て姉の許で美容師としての修行を積み1987年日本スタイルの「ヘアーたつみ」を開業、現在サンフランシスコ市内の Van Ness と Post のコーナーのビル1階で盛業中、店の中にはドラムセットがドンと置かれ、仕事の前などに気が向けば叩くなど明るく華やかな人で、ジャパクラブの催し物等出来るだけ出席したいと頼もしいコメントでした、又すっかり日本人・日系人の少なくなったサンフランシスコの日系社会の“核”ニジャパクラブがなる事が願望だそうです。 埼玉県出身、サンフランシスコ市内在住

豪華客船で楽しむクルーズ旅行!



初めての試みとして豪華客船によるクルーズを考えてみました。例えばサンフランシスコから出発し、又サンフランシスコに戻ってくるアラスカ・クルーズやメキシカンリビエラ・クルーズなど大きな荷物を持って飛行機に乗る心配も無く、友人や家族にサンフランシスコの港迄連れて行ってもらい、一旦乗船すればあとは“天国”食事も観光も全ておまかせで楽しめます。

そんなクルーズ旅行に興味のある方は、ぜひ北哲也理事迄お電話ください、その結果一定の人数が集れば日を改めて説明会を開く事になっております。

連絡先:北 哲也 電話 (650) 714-5958

村井侑子さん(日本在住)からのご寄稿です

「地域住民がいまひとつ関心を持てば」

<認知症と徘徊老人>

11月1日の新聞に「認知症患者の見守り誰に責任」という見出しで名古屋地方裁判所の判決のニュースが載っていた。

愛知県に住む認知症の男性(91才)が一人で外に出掛けて列車の線路内に入り列車にはねられて死亡した。JR東海はそのため停止した列車に乗っていた乗客を振り替え輸送をして目的地に届けるための費用などの損害賠償を亡くなった家族に求めて提訴、名古屋地裁は8月、家族が目を見守ることを怠り、徘徊を防ぐための適切な措置をとらなかったなどとして同居の妻(85才)と神奈川県在住の長男に720万円の支払いを命ずる判決を下した。

地裁の支払い命令は法律上当然なのかもしれないけれど、今までの私の常識で判断すると、電車やバスなどの公共運輸が人を怪我させたり殺したりした場合はその電鉄会社やバス会社が被害者に賠償や見舞金を払うのが当たり前だと思っていた。だからこのニュースには少なからず違和感を感じた私にはショックであった。

明日は我が身か。高齢者の割合が日本国民全体数にたいしてどんどん増えている現在、これから認知症の患者の数はもっともっと増えていくだろうから当然徘徊老人の数も比例して増えていく。他人事ではなく、自分又は身内もそうなるかもしれないと考えたときどうすればいいのかと真剣に考える。自宅の場合一切外へ出さずに毎日毎日を過ごせるものだろうか、本人にも家族にも人間としての生き方を殺(そ)いでしまうだろう。閉じ込めは駄目。

地域全体で支える徘徊出来る街に向けた活動を続ける福岡県大牟田市(おおもたし)の認知症ライフサポート研究会というのがある。施設であっても個々の家庭であっても、徘徊をする認知症の患者を抱えるところではどんなに注意していても何回かは外へ出ていってしまう者を防ぐことは出来ないという。縛りつけておかない限りは出て行ってしまう。一番手っ取り早い防止策は閉じ込めることと、錠をかけて一切外へ出られなくすることなのだが、この大牟田市では地域全体で支える、安心して徘徊できる街にしようとしている。今年度で12年目を迎えるという。何度も問題を抱え、一つ一つ乗り越えてきたともいい、見守る目を地域全体で着実に育てることを主眼としているという。

考えてみると、こんな小さな町だから知り合いも多く、啓蒙も行き渡り、小・中学生等子供達も声を掛けて見つけてくれるというメリットもあるのだろうとおもうが、他人には不干渉の傾向のある大都会であっても<本当にやる気があれば>地域の交番、コンビニ、スーパーなどの協力は不可欠だし、自治会ごとのブロックで出来るのかもしれない。むやみに外を歩かせるというのではない。どんなに気を配っていてもほんの目を離れた隙に徘徊者はそとへでてゆく。問題は山積している。

他人に損害を発生させてしまうリスクも起きるだろうことを考えると、一朝一夕にはできないことながら地域毎の住民が他人事と思わずに声をかけ、見守っていくという姿勢こそが徘徊老人にとっての唯一の明るい道筋ではないかと思う。誰にだって死ぬまでは人間として生きる権利はあるのだから。

村井侑子